

## 青森県防災会議原子力部会設置要綱

### (設 置)

第1条 原子力防災計画及び防災体制等を検討し、並びにその実施を推進するため、  
青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月5日青森県条例第14号）第13条  
の規定に基づき青森県防災会議に原子力部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次の事項を調査、検討する。

- (1) 原子力防災計画を作成すること。
- (2) 原子力防災体制を検討すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長（県知事）が特に指示した事項。

### (構 成)

第3条 部会は、委員及び専門委員若干名をもって構成する。

### (会 議)

第4条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

### (事務局)

第5条 部会に関する庶務は、青森県防災会議事務局が行う。

### (雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が  
定める。

### (附 則)

この要綱は、昭和46年3月24日から施行する。